

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年5月27日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会
委員長 小林 雄 二

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例
周南市議会委員会条例(平成15年周南市条例第243号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「14人」を「15人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年5月27日から施行する。

(参 考)

周南市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 予算決算委員会 <u>14人</u> 予算及び決算に関する事項</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 予算決算委員会 <u>15人</u> 予算及び決算に関する事項</p> <p>2・3 (略)</p>